

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。ご登壇願います。

○6番（東梅康悦君） おはようございます。創生会の東梅康悦でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

その前に、まず一言お時間をいただきたいと思います。

まず、今回の東日本大震災におきましてたくさんの方々が亡くなり、そしてまた行方不明になっております。改めてお悔やみを申し上げます。そしてまた、被災された方々に対しましてもお見舞いを申し上げるところでございます。

そのような中で8月28日、町長選挙、議会選挙がありまして、新しい町長、そして13人の新しい議員のメンバーが決まりました。町長におかれましては、このような状況の中でも町長でありますので、ぜひ復旧・復興に向けて頑張ってもらいたいと思いますし、我々13人の議員も心をつにし、そしてまたみずからを律しながら今後4年間、務めてまいりたいと考えております。

そしてまた、このリーダー不在の5カ月間、職員の皆さんにおかれましては不眠不休の中頑張っておられました。本当にお疲れさまでございました。

それでは、まず一般質問に入りたいと思います。

現在、町長を初めとし、職員の方々も一生懸命復興計画の策定に取り組んでいると思いますが、一日も早く町民の方々に復興計画を提示いたしまして、抱えている不安を解消していただき、今後に向けて明るい展望を持っていただかなければなりません。このことは、町民全員の共通の認識だと思っております。

今回の一般質問の内容は、現在策定中の復興計画にかかわる事項と、仮設住宅におけるコミュニティーにかかわるものであります。復興計画策定中ですので、明快な答弁を求めるのは難しいと思いますので、基本的な考え方をお尋ねいたします。

まず最初に、復興計画にかかわることをお聞きいたします。

一番目といたしまして、浸水区域においてどの程度の町民の方々がもとの居住地に戻ることができるのか。その境界の設定の考え方についてお尋ねいたします。また、戻ることができない方々に対して、どのような対応を考えているのか、お尋ねいたします。

2番目といたしまして、町営住宅・県営住宅を含む公営住宅の今後の計画をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

3番目といたしまして、被災した水産加工場等を含む事業所の再生への支援策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

4番目といたしまして、地域が異なる仮設住宅の住民のコミュニティーに対し、自治会等の設立等、行政としてどのように関与していくのかお尋ねいたします。

5番目といたしまして、高齢者の単身世帯のサポートや自家用車等の交通手段を持たない世帯への対応等をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

6番目といたしまして、仮設住宅の多くが農業地帯にあり、農業者（耕作者）と住民の方々の協調が大事であると考えられます。このことについて、行政としてのかかわり方についてお尋ねいたします。

以上、通告を終わります。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 浸水区域における居住地と非居住地との境界設定の考え方についてと、それから非居住地となった町民の方に対しての対応についてのご質問について、まずお答えいたします。

大槌町における浸水区域における居住地と非居住地の境界の設定の考え方につきましては、今後の地域復興協議会において町民の方々との意見交換をもとに、大槌町再生創造会議、さらには議会と協議をしながら決定してまいりたい、このように考えております。

それから、県の「復興まちづくりにおける土地利用の考え方」でございますが、今回の東日本大震災・津波における浸水区域の浸水深ですが、2メートル未満の区域から今後整備される新たな防潮堤を設置したとした場合のシミュレーションの結果における浸水区域の浸水深2メートル未満の中で、三段方式による盛土を加味しながら検討してまいりたいと考えております。

また、国の方でこの秋の臨時国会に提出する予定の「津波防災まちづくり法案」に基づき、「津波災害警戒区域」あるいは「津波災害特別警戒区域」の指定も視野に入れながら検討を深めてまいりたいと考えております。

これから策定する復興計画の中で、浸水区域における居住地と非居住地との境界を検討してまいりますが、結果としてこれまで住んでいた居住地が非居住地になった町民の方々に対しましては、まだ国の具体的な補助制度について不透明なところがございますが、国県とも連携を深めながらあらゆる事業を検討し、安全なところに転居していただくよう施策を進めてまいりたいと考えております。

現在におきまして想定されております復興事業の一つに、防災集団移転促進事業があります。そのほか土地区画整理事業等もありますが、いずれ補助金の対象となるよう努めてまいりたい、このように考えております。

そのほか、事業といたしましては被災市街地復興土地区画整理事業のほかにも、漁業環境整備事業等が挙げられており、このような事業で対応してまいりたい、このように考えております。

次に、公営住宅の今後の計画についてでございますが、公営住宅候補地につきましては既に県や本町において6カ所の候補地を検討してございます。今後の復興計画を見定めつつ、地域復興協議会あるいは議員の皆様方のご意見を賜りながら、建設場所を決定してまいりたい、そのように考えております。

今後の計画につきましては、県のアンケート調査によりますと、大槌町での需用が750戸と見込まれているところでございます。大震災により困窮する町民のための住居の提供は最も最優先課題でありますので、早急に建設する方向で検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

次に、被災事業所再生支援についてにお答えいたします。被災した水産加工場等を含む事業所の再生への支援策といたしましては、国の補正予算に伴う「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金」がございしますが、この補助事業はグループ化が義務づけられております。補助申請に当たっても、再建場所を含めた事業計画、資金計画の提出を求められております。被災していない有効土地の少ない大槌町にとっては、本当に計画策定が困難な状況にあります。水産加工業者につきましては、設備、備品等にかかる個別の補助事業、また改修可能な商店事業所等については、県単独修繕補助事業など、個別の支援策については関係機関等を通じて事業者には説明しているところでございますが、

今後は第三次補正予算など国県の動向を見極めながら、各企業と協議してまいりたいと考えております。また、水産加工団地の整備促進を図るために、工場立地に係る用地等の先行取得も含め、関係者と検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、中小企業基盤整備機構により整備を進めております仮設店舗、事業所等につきましては、約80事業者が事業再開に向けて準備を進めているところでありまして、町といたしましても再開へ向けて積極的に支援してまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私の方からは、地域が異なる仮設住宅の住民のコミュニティに対し、自治会等の設置等、行政としてどのように関与していくのか。もう一つは高齢者の単身世帯へのサポートについて、2点についてお答えいたします。

まず最初に、議員ご指摘のとおり、今回の仮設住宅の入居に対しては抽選での入居となったため、多くの仮設団地でさまざまな地域からの皆様が居住するという、今までのコミュニティを解体する形になってしまいました。そのため、自発的な自治会などの設立の動きがあらわれず、やむを得ず行政として仮設内をまとめていただく仮の代表者を選定し、8月30日に会議を開催、各団地での代表者の選出や班の設置などをお願いしたところであります。

9月15日時点で、約3割の団地において代表者が選出されたとの報を受けておりますが、まだ決まっていない団地につきましてはその団地に居住している役場職員を中心に話し合いの促進を図っているところであります。

今後においては、仮設住宅入居者を初めとする被災者支援を実施する仮設住宅支援室を設置し、総合的にコミュニティ支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の単身世帯へのサポートについてですけれども、現在65歳以上の高齢者を対象に家庭訪問を行い、「高齢者実態把握調査」「基本チェックリスト」を実施しています。9月16日現在で、仮設住宅の高齢者訪問率は63%に達しています。

支援が必要な高齢者に対しては、介護保険の申請、サービス調整を実施し、また定期的な見守りが必要な方については社会福祉協議会のライフサポートアドバイザーと協働し、訪問活動を行っています。

また、65歳以上の単身世帯、65歳以上の高齢者のみ世帯を対象に、閉じこもり防止、孤独死の防止、見守り活動、地域のつながりを深めることを目的に黄色い旗の「安心のはだっこ運動」を計画しております。

以上であります。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） それでは私の方から、5番の高齢者単身世帯のサポート、それから自家用自動車など交通手段のない世帯の対応等について、後段の部分についてお答えいたします。

現在小鎚線と金沢線、この2路線の町民バスを今年度は無料で運行しております。この路線を、小鎚線については安渡・赤浜、具体的にはバスセンターまでですが、そこまで延長する。それから金沢線については吉里吉里・浪板まで、そこまで延長したいと考えております。現在、関係機関と調整・協議しているところでございますが、ほぼ調整は済んでいるという状況でございます。これが実現すれば、町民バスで町内全域をカバーすることになります。仮設住宅のかかわりについては、ほぼこの町民バスの沿線にございますので、可能な限りこの町民バスを利用していただきたい、こういうふうに考えております。

ただ、仮設住宅の中にはバス路線と川を挟んで対岸にある、そういった部分もあります。そして、その地域は農道の関係でバスが入っていけないという部分もあります。ですから、その仮設住宅もございます。そういった部分で、バス路線まで出向いて乗っていただきたいんですが、どうしても出向いていけない方もおられるかもしれないという部分があります。そういった方に関しては、何らかの手段を検討しなければならないと考えております。

今回国の補正予算にあるんですが、補助事業として10人乗り程度の車両でその辺は対応していきたいというふうに検討しております。ただし、この車両に関しては10人乗りですので、人数も限られます。そういった部分で、どうしても家族も含めて交通手段がないといった部分とか、あとは高齢者、足が悪くてどうしてもバス路線まで歩いていけないという方々に限定せざるを得ないというふうに考えております。

また、この補助事業に関しては調査事業ということで、あわせて局所運行ということになるんですが、そういった部分でバス業者の方々に意向調査とかそういった実態を調

査して、対応して改善していきたい、そういうふうを考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） それでは私の方から、6番の仮設住宅の周辺の農地耕作者と住民との協調についてお答えいたします。

今回の震災に伴う応急仮設住宅につきましては、農地周辺に建設されているところがあります。農地を所有する農家の皆さんにおかれましては、土地の提供等においてご理解とご協力を賜り感謝申し上げますとともに、営農上何かとお気遣いやご配慮をいただき、あわせて感謝申し上げますところでございます。

さて、東梅議員ご質問のとおり、応急仮設住宅入居者と農業者との協調につきましては、当町といたしましてもその必要性を十分認識しており、応急仮設住宅入居者のコミュニティの形成や仮設団地の運営など、さまざまな対応を急務と考え、仮設団地ごとの組織化を図るため、自治会の設置について現在取り組んでいるところであります。

現在のところ、農家からの苦情やトラブルについての報告はございませんが、農家側からの声を農家説明会や座談会等の際にお聞きしながら、この組織化が図られることで、今後懸念される課題解決に向けて大きく前進するとともに、農家との協調も円滑に図られるものと思います。

なお、これまでの取り組みといたしましては、仮設住宅付近の水田耕作者53名、面積23ヘクタールに対して通常の粉剤、粉の農薬散布から、仮設住宅入居者に配慮して少し価格の高価な粒剤、粒の農薬散布をお願いしたところでありますが、その際に発生する差額につきましては町の方の補助を充当することとしております。今後におきましても、各課と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。東梅君。

○6番（東梅康悦君） それでは、まず順を追って、各項目から二、三点ずつお聞きしたいと思います。

まず、この浸水区域の取り扱いに対しまして、答弁では三段方式を用いるという答弁なんですけれども、それはそれでいいと思います。そこで、三段全部に盛土をするのかどうか、まずそこら辺から確認したいと思います。そしてまた、一番低い1段目に14.5メートルの防潮堤をつくるのかつくらないのか、そのまず二つ、お願いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 新聞でご存じのとおり、大槌湾については14.5メートルということが示されました。それを受けて、これから土地利用について考えていくということになりますので、その内容を踏まえながらということで、これから三段方式についても考えていくということをご理解いただきたいと思います。

また、吉里吉里の方の湾につきましては、これから10月末というふうなことになりますから、それも踏まえながらということになりますので、防潮堤の高さが土地利用をどのようにするかという方向性を決めると、こう考えております。以上であります。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） この間の全員協議会で、大槌湾の方の資料はいただいた中で、この防潮堤をつくった場合2メートル以下となるエリアということで、枠で囲んでもらいました。これを見た場合、結構外れるところが多いわけでございます。そこで、この外れた方々がこれからつくる三段方式の中の一番高いところなりに、住居を構えていただくような施策になっていくと思うんですけども。

今現在町内を見ますと、何カ所かではありますが事前に足場細工等が組まれて、現に工事等をしているようなところも見受けられるわけです。そうした場合、ああいう今やっているところが、仮に「ここはあと何メートル上がらなければいけないよ」となった場合、せっかくつくったものをまた壊すのかという話にもなりかねないわけですよ。そうした場合、お金がもっとかかってくるわけですよ。何カ所もないんですけども、そのような方々に対して町としては「ちょっと待ってください」とか、何らかのアプローチをかけたのかどうか、その辺お願いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） いわゆる浸水域ですということで、注意はお願いはしました。ただし今のところ、仮設であった場合には法的規制はないものですから、そのままという形になっています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） それでは、仮設であるということで、まずそのまま工事を続行させるようなつもりに考えているわけですね。やっぱり私は、仮設であってもあのような鉄骨が残ってあって、そして基礎もしっかりしているわけですよ。あれが仮設だなんて、私はとてもじゃないけれども信じられないです。ですのでそこら辺はちゃんと、何件も

ないわけですので、ちゃんとした説明をやったりとったりした中で、後で問題等が起きないようにしてほしいと思います。それが、例えば1軒か2軒残ったことによって、盛土が今後うまくいかなくなる可能性等もあると思いますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、地域復興協議会なるものを立ち上げて、集落移転を促していきたいという一つの方法があるわけです。その場合、1,650万円ほどのまず補助があると。この間の県の回答では、それを撤廃してもっと上げたいというようなやり取りもあったやに聞きます。そこで、今回の地域復興協議会の集団移転は、従来のコミュニティーというものを大事にしながら地域復興協議会等をもっていくのかどうか、その辺お願いします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） そのとおりです。地域復興協議会については、地区ごとにその方々を入れて考えていきたいと考えておりますので、地域における復興、まちづくりということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） その場合、浜の方の方々は、どうしてもこれからまだまだ漁師をしたいというのであれば、余り遠くにも行けないわけですね。そうした場合、見るとやはり安渡・赤浜の漁師の方々については、できるだけ近いところに安全な居住地という考えが出てくると思うんです。そうすると、やっぱり先ほど三段方式の中で赤浜と近いところの山を崩して、そこをまず平らにした中で海の見える高台で例えば住んでもらうというような考え方、これは安渡、赤浜、あるいは吉里吉里の方にも言えると思うんですけれども、まずそういうような考え方でいいのかどうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 三段方式でございますけれども、集落には集落の地形、歴史、文化、産業、コミュニケーションがそれぞれあるわけでございます。したがって、地域の方々の住民の合意というものは大変重要でございます。したがって、地域の三段方式については、この集落に本当に住みたいという人たちの住民のご意見が第一でありますので、この三段方式については住民合意のもとで進めてまいりたいというように考えております。

1段目を全部盛土するのか、2段目はどうなんだという質問もございましたが、これは今現在70センチメートルから1メートルくらい下がっているところもございます。そう

いったところも加味しながらやっていかなきゃならないだろうなというふうに思っております。

いずれにしても住民合意を大事にしながら、漁業者もその場所で、そして活動できるような近い場所に基本的には三段方式で進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） その集団移転に該当するのは、浜の方を例にとってみましたけれども、例えば今小槌川流域、そしてまた大槌川流域の農耕地とか、そこら辺にかなりの仮設住宅が建っているわけです。急いで仮設住宅をつくったために、かなりの部分がこれから使いたいところが仮設住宅になったという現実もあるわけです。そのような中で集団移転をする場合に、この間町長が町営住宅等をまず早めにやって、そこを空けさせてということを行いましたよね。ということは、集団移転先は今仮設住宅が建っている農耕地も一つ候補地になりうるのかどうかということ、まずそこだけ確認したいと思っております。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この大槌町は、本当に平地が少ないということで、仮設住宅はそういう視点からやむを得ないというような状況もありまして、近くに建ったところもあるわけでありまして。先日は、本当に台風によって避難指示をしたというふうな場所もあったわけですが、いずれ適地については、本当に農耕地であってもお願いしながらやっていかなきゃならないだろうなと思っております。公営住宅についても、本当に建設場所が限られております。できるだけ、集落の高台を築いた場所に設置してまいりたい、そう考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 公営住宅の話になったので、公営住宅の方に移りたいと思います。750戸ほど、まず公営住宅をアンケートにより準備したいということは、回答でもらいました。さらに震災で、全家屋で三千数百の建物が被災したわけです。その中で状況というのはちょっと私も把握していないわけですが、750戸の公営住宅をつくる。そして、自力でマイホームをつくってもらいたい。なおかつ、民間にもアパート等を建ててもらいたいという話の中で、今仮設の二千何戸がそれぞれ入るような格好になると思うんですけれども、今の状態でマイホームを持てる方が何人いるのかなと、私はそう思うんです。

ですので、そこら辺をちゃんとした仮設に入って気持ちもちよっとは落ち着いてきていると思いますので、再度この公営住宅のニーズ、そしてまた自分でマイホームを再建したいなというニーズ、そしてまたあとは民間も入ったり、それらを再度1回アンケートを取って、750戸が本当に多いのか適当なのか少ないのかというところを、確認した方がいいんじゃないかなと思うわけですから、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 仮設住宅が実は今32戸余っているという状況でございます、他市町村ではかなり余っているというような状況がございます。そこで、県で公営住宅のアンケート調査をした結果、大槌町では750戸の需用があるということでございまして、この数字というのは議員おっしゃるとおり、やはりどうしても今落ち着いてきた段階でどのような状況にあるのかということも、町としてもアンケート調査をしていかなければならないと、いずれこの調査に基づいてやったら少なかったということではいけませんので、その辺の調査をしっかりとしていきたいなと思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） まず、簡単な質問ですけれども、この750戸の中で、町がつくる分が幾ら、国県にお願いする部分が幾ら、そこら辺具体的な数字ありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） たしか、750戸のうちの500戸が県で、250戸が町というふうに聞いておりますが、750戸本当にそれでいいのかどうなのか再度協議しながら、アンケート調査を進めていきたいなと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） それでは、順番が違いますが、資料にのっとって資料の順番でやりたいと思います。

まず、次は水産加工場等を含む事業所の再建支援策ということでお尋ねいたします。

確かに、今かなり壊滅的な状況の中で、町内の事業所がほぼ全滅したと言っても過言ではないと思います。そこで、町長おっしゃるとおり、雇用の場の創出が一番大事でありますし、そしてまたそこに水産加工場にゆだねるまでが、それもまた大きいわけがございます。ただ、震災当時産業振興課長がどうにか大槌町に水産加工場等を含む企業を残したいということで、水産加工場の候補地を歩いて探しているのを私も見えています。

どうしてもその中で、雇用の場は必要なんだけれども、どうもおい等はちょっと困るよということで、なかなかうまくいかなかったという話もあるわけです。やはり、水産加工場等は浸水域ではありますけれども、まず海の方に造成するという考え方で、まずよろしいわけですね。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） おっしゃるとおり、水産加工場の場合には前浜、特に漁港での海に面したところでの立地が皆さん希望されていますが、大きな資本を投資する大規模な改修を受けた土地につきましては、浸水したところについてはまだ（聴取不能）している状況です。ただ、県の方では県有地の安渡の港町の沈下については、現段階では許可をしないという段階でございます。かさ上げをすることも今後検討されているようなんですが、ただ町としてはそれをずっと待っているわけにはいきませんので、今後何らかの形で、今現在水産加工場の方々もいろいろ意見交換もされたりしておりますが、方向性について検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

それで、また水産加工場以外の事業主さんに対しての質問になるわけですが、今までは制度資金等を利用して町で利子補給なんかしている事業主さん等があると思うんですけども、今回休止状態になっているわけです。その中で、利子補給というのは、役場が利子補給して事業主さんはまず金融機関に返済する格好になるわけですが、今休止の状態の事業主、利子補給、そして借金の返済というそこら辺、どういうふうになっているのか。とまっている状況なのかどうか、そこら辺を知っている限りのことでよろしいです。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 町融資の利子補給につきましては、金融機関の方を通じてこちらの方も請求はしてございます。これについては、継続で進めております。ただ議員おっしゃるとおり二重ローンの関係で、今国の方の事業の中で半年間返済については猶予して、5年後にまた再検討するということでの機構が今立ち上がっておりますので、銀行とすればそちらの方との兼ね合いで詰めて今後新たな提案が出てくると思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

それでは次の質問、仮設住宅の関係に移りたいと思います。資料の5ページなんですけれども、今仮設住宅の多くが農耕地に来ております。役場の計らいで粉剤から粒剤で、まず補助事業等にしてもらったことは、すごく農家にとってもよかったですし、また仮設の方々にとってもよかったですのかなというふうに考えるわけでございます。答弁の中には、トラブルとかそういうのはまだ上がってきていないという答弁であります。これは、みんなはここに心では思っているわけですよ。ただ、いろいろなことを考えて、こんなとき役場に文句言う時期じゃないと、もっと困っているのは被災者の方々だと、そう思いで農家の方々が我慢しているのが現状です。私も、現地の話を伺っております。

ですので、私は前回も言いました。何でかんで農地の方に仮設ができたので、その周辺の農業者を一回集めてみたらどうかと。その中で、いろいろ要望を聞いた中で対処していけばいいのではないかとということで、提案した経過があるわけです。忙しかったから、なかなかそういう集まりは持っておりませんが、今後稲刈り等も終わって一段落しますので、そしてまた来春に向けて土耕とかそういうのが始まります。ですので、やはり一回農業者の方々に集まってもらうような場を設けたらいかがですか。何かの集会を利用するのではなく、改めてこの場を設けるというやり方の方がいいのじゃないかなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） じゃあ、そのような集まり等も検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） あと、今農地のところに仮設住宅が建っているということでありまして。それで、今回の場合は災害救助法の関係で、農業委員会も何も通さなくてああいふふうなことになったわけでございます。この仮設住宅が建った後、3年、4年後には去るようになると思うんですけれども、その後この碎石を敷いた農耕地はもう使えませぬ。その場合、農地転用を含めて行政としてどのように考えているのか、今から考えなくてはいけないと思います。どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 議員おっしゃるとおり、あのとおり農地の表面を削り取って宅地化して仮設住宅にしてございますので、当然その仮設住宅撤去後の問題については、農地転用も含めて農業者の方々と検討していきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

私も震災当時、仮設住宅候補地を何件か土橋課長に紹介した経緯があります。そんな中では、農家の土地提供者の方は「町がこんな状況なんだから、まず仕方ないべ」ということで、みんなこういうふうには仮設を建てたわけです。ところで、今後の賃貸契約が始まっています。そうすると農地の利用料、どの程度だかちゃんと把握していますか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 就任してからまだ2カ月ということで、かなり安いということは承知していました。本当に、もう言葉に出せないくらいの数字だということは認識しております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 確かに、私も言葉に出せないような単価です。やはり、善意でやったわけです。やはり、善意は善意で返さなきゃと思えますよ。減反しても、2万数千円の単価が下りるわけです。せめてその辺くらいまでは上げてもらわなきゃとても、落ち着いて考えてみたらちょっとおもしろくないなという意見が、かなり出ておりますので、今後検討してみてください。よろしく願いいたします。

あとは、仮設住宅のコミュニティーに関しまして、自治会等の設立等に関しましてお聞きいたしたいと思えます。まず、私も仮設住宅の周辺で暮らしておまして、そしてまた何だかんだ農作業の関係で仮設の方々とは、ある程度交流を持ちながら日々過ごしているわけですが、そのような中でどうしても思うのは仮設の住宅に住んでいる住民の方々の間の交流が、なかなかまだできていないなという感じを受けます。何でだろうかなと考えれば、やっぱり地域の異なるところから集まっていますので、これは仕方がないのかなと思えます。

ただそのような中で、やはり集会所等もまず仮設の中にはできているわけです。その集会所の開放も一つの案かなと、交流の場を設けるには。そして、それを設ける手助けとして、やはり最初のうちは母親教室でも健康教室でも、またPTA活動でもいいんですけれども行政がちょっと誘い水などをした行動を取って、それがその後行政の主導な

くしても仮設間での交流の場を広げ、そしてまた自治会等の設立等がうまくいけばいいのかなという思いを持っているわけです。

それで私は、まだ住民間の交流が少ない状況ですので、そういう策を忙しいかもしれませんが、何か年寄りたちの集まりとか、子どもを兼ねた集まりとか、そういうのを持ったらいかがかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議員ご指摘のとおりだと思います。やはり、交流を図るということは必要だと思いますし、その引き水となるような町の取り組みも必要だと思います。ただ、町だけではなくいろいろとサポートしたいという団体もございますので、その方々と協力しながら活動を展開できればなど、こう考えています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 私も昔から住む地元の間、4軒か5軒のところには100軒も来たんで本当にびっくりして、戸惑っているのが正直な話なんです。それで、昔から住む方々が、今度来た仮設の方々とうまくコミュニケーションを取りながら、3年間、4年間過ごしたいなという思いでおります。まず、私も地域にいてそのような小さい行動ですけれどもやりたいと思いますので、今言いましたように行政なりボランティアなり、そこら辺もきちんとしていってもらいたいと思います。

あと、単身世帯のサポートについて。「黄色いはだっこ運動」というのをまず掲げております。確かにこれは、何かの映画みたいですがよく安心・安全を「はだっこ」で知らせるというのを、どこかの集落がやっているというのをテレビで見たことがありますので、これはすごい方法だなと、こういう方法があるんだと関心しております。

ただ、このような物騒な世の中であるんです。だから、世の中にはよい人ばかりじゃないです。この黄色い旗を悪用することだって可能なわけですよ。ですので、いろいろな方々が組織になっていると思うんですけれども、これを要するにはやはり先ほど言った自治会等必要でありますし、そしてまた治安を維持するための警察等のご協力も必要となってくると思いますので、そこら辺を考えた中での運動だと思いますけれども、まずそうなんですよね。警察等もちろんその中に入っているわけですね。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 高齢者等のサポートについては、決して役場だけでやっているわけではございませんので、チーム的には社会福祉協議会、あとは警察等々一緒になっ

て庁舎内に今応急仮設住宅特別プロジェクトチームというのをつくりまして、各課の職員プラスアルファということで話し合いを持っております。そこには東京大学の先生も入れて、住環境ということを考えていますから、議員言われたとおり安心・安全という部分でいろいろな形で取り組みをする。また、出ております仮設住宅の支援室ということでこれから設けようとしていますので、その中でトータルで窓口一本で進めたいと。コミュニティーも含めて実施をしていきたいと、こう考えています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 関連して。高齢者へのサポートということで、どうも入口が階段で、足の悪い高齢者等は大変階段を上がるのもゆるくないのかなというような感じで見受けられるお年寄りの方もいるわけです。そんな中で、例えば楽にするようにスロープ等を例えばつくったら、スロープって階段じゃなくて斜めの、そういう対応の出てくる要望なんかないんですか、そういうのは。例えば入口を楽にしてほしいというような、要望なんかはないんですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実際、スロープについてはもうやるところはやってますけれども、ただやはり内側とかいろいろな件については、説明会の際は個人的にとりあえずはやってもらいたいということで、説明内容でした。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） それでは、自家用車等の交通手段を持たない方に移っていきたいと思います。

町長の方針の中でも、バスの運行とダイヤ等を調整しながら、利用しやすい交通手段をつくっていききたいという施政方針の中に書かれております。この間、いろいろやってきたと思うんですね。

それで、この間も私は澤舘企画財政課長にも直接お話しした経過があるんですけども、どうも大槌高校に行く場合、小鎗方面から来るバスを大槌病院のところで降りると始業時間にギリギリだというようなことを、保護者の要望を受けたわけです。その辺は課長には対処してもらったと思うんですけども、そこら辺のご説明をちょっとお願いします。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 大槌高校の入口に関しては、そこはフリー区間ということで手を挙げればそこでとまり、そこで乗り降りも可能です。そこをO T Sの方にも確認したんですが、そこでとまるということですので、大槌病院まで乗っていかないでそこで降りて行った方が、時間的にいいということになります。そこは対処しております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） きょうの岩手日報に、小中学校の就学支援の関係が出ておりました。全体では県で4,300人、そして我が大槌町の場合は466人の小中学校の生徒が支援対象になっているという内容の記事が載っていました。皆さん見ていると思います。そんな中で、やはり小中学校の場合は今言った交通手段に関しては、多くの場合はスクールバスとかそういうものにゆだねられるわけです。高校生等においても、今のような数字に載らない部分もあると思うんです。

ですので、そこら辺やっぱりこの間阿部俊作議員の一般質問の中で、高校生にも支援はどうなんだという話が出たわけです。確かに私の知っている高校生の中にも今回の震災で、働き手であるお父さん、お母さんを亡くした方もおります。そういう方々を対象に、県立の高校だから県に任せるんだじゃなくて、同じ町内の子どもですので、そこら辺今後考えるとところがあるのかないのか、要望があったらですよ。どうですか。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤舘和彦君） 釜石から通う生徒ではないんですが、大槌高校に通う生徒に関しては当然始業時間に間に合うように路線バスは考えます。そして今言うとおりの吉里吉里、浪板、それから安渡・赤浜からのバス、この辺についても時間に間に合うように高校をクロスしてスタートしていく、そういった状況です。

今まで2台で運行している状況、朝は4台、そういったことで、後は釜石に行く時間を県交通と接続する時間これもすごくずれがあったんですが、それも解消したい。そういったことで、その便数をふやして増便して間に合うようにはしております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 時間がまだあるようですけれども、ここでこの項目についての再質問は終わりたいと思います。

それで、きのう、おとといと町長さんは、東京出張に行ってきました。就任後初めて東京に出張して、いろいろな方にお会いして、いろいろな要望をしてきたと私は思っているんです。今回5カ月間リーダー不在であったがために、大槌町はいまだまず復興計

画というものが示されていないと。新聞なんかを見ますと、ほかの自治体はもう出ていますよね。それは、町長不在の5カ月間がこの状態を生んだので、それは仕方がないことだと思います。それらこれらを含めて、今回出張で町長はどのように、政府なりあと国会議員に接してきたのか。そこら辺をまず教えてください。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） まず今回行ってきたのは、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会ということで陳情したわけですが、陳情先は民主党、自民党、そして議会開催中でしたので、各副大臣というような、あるいは審議官というところに陳情したわけですが、要望事項とすれば大まかに分けて6点まであるんです。一つは復興に要する費用に対する確実な財源措置ということについて。それから、復興特区制度の創設についてということと、それから復興基盤の早期の整備促進、それから産業の復興に関する強力な支援についてということ、それから安心・安全な暮らしの確保について。そして、復興推進のための体制強化についてということ、期成同盟会としては陳情したわけですが。

それぞれの市町村長さんからは、それぞれの今復興計画を策定中だということの中で、それぞれの課題について要望されたわけですが、私どもの方についてはまだ復興計画が本当に今手をつける段階だということで、具体的な内容については控えたわけですが。ただ、私どもの方ではご存じのとおり、本当に私の名刺を出しただけでも「大槌町は大変なんだ」というような認識をされておりました。私どもの方についても、本当に周回おくれのトップランナーだということで、産業基盤もすべて失われて収入も途絶えて、今後仮設住宅の皆様がどこに家を建てて、どこになりわいを求めたらいいのか、本当に悲惨な状況です。

そして、先日は台風によって仮設住宅にいる方々に避難指示をしたと。本当に、平地が少ないんだというふうなことを申し上げながら、一日も早く復興計画をなしてみたい。その中で、どうしてもネックなのは、浸水区域の本当に大変な危険な場所については、土地の買い上げを何としてもお願いしたいという話をしたわけですが、浸水区域の海岸についてはまだ国の方でもそういった法律ができていないというような状況で、どうしたらいいのかというようなことも、一方ではやはり日本は災害列島日本だということ、台風のこともについても実はそういった話も出てくれば、かなりの広がりが出てくるんだということもおっしゃっておりました。

そしてまた、私の方では一括交付金についても要望しているんだけど、一括交付金の枠組の中で補助を交付金の中ですべてやれなんていうことになっては、これも大変だなというふうなこと等も申し上げてきております。いずれにしても、水産の加工団地が今本当に求められている、そういう支援についても何とか国の第三次補正予算に、私どもの方の大槌町についてもご支援をお願いしたいという話をいたしました。そして、総務省の方にも個人的に動きまして、このICTの補助事業等についても全面的に支援をいたしますというふうに、持ち出しゼロでも対応をします、今後も現地を見させていただくということで、審議官とか課長さんもみえられるというようなこと等も話しております。

いずれにしても、今回の要望だけで終わるのではなくて、復興計画が進みながらその中で課題等を見つけながら、皆さんとともに陳情してまいりたいというふうに考えております。

○6番（東梅康悦君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時55分

○

再 開

午前11時08分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。ご登壇願います。

○3番（東梅 守君） よろしく申し上げます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、さきの大震災では大変お亡くなりになられた方々、また被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

また、さきの選挙で町長に当選されました碓川町長には、本当にこれからの町の発展のために、復興のために、ご尽力いただくわけですが、本当に選挙をやる前に一度私が吉里吉里にいた際にお会いすることができて、伺った経緯がございます。「まだ町長をやる気がありますか」と聞いたら、「やります」と。「これだけの震災で、命懸けになりますよ」と私が言ったことを、今思い出しておりました。

本当に、これからの復興は大変なものとなります。私もその思いで今回の選挙には出させていただきました。何とか大槌町をすばらしい町にしたいという思いからです。皆さんとともに「一心合力」、これでいきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

現在の大槌町の災害対策についてお尋ねいたします。3月11日から半年余りが過ぎましたが、いまだ余震もあり津波の危険性が去ったとは言い難く、また先日の台風12号での和歌山県、奈良県、さらに先日15号の台風による東海地方から東日本にかけての被害を考えたとき、当大槌町は大槌川、小槌川、両岸沿いに仮設住宅や山を整備する形で住宅も多く、また河川の堤防より低地に住宅があったり、大変憂慮するところであります。

つきましては、次の質問をさせていただきます。1番目、災害対策本部の位置づけと、それにかかわる装備、連絡手段等は。2番目に、食糧の備蓄や毛布等の備えは。3番目に、仮設住宅の消火器等の備えはという点で、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 私の方から、災害対策本部の位置づけと装備、連絡手段についてお答えいたします。

災害対策本部の位置づけでございますが、大槌町の地域防災計画では役場と定められておるわけでございますが、役場庁舎が災害等によって被災し、本部としての使用に耐えないと認められたときは、仮設本部を大槌町中央公民館に設置することとされており、そう対応されたわけでございますが、今回この役場庁舎が壊滅的な状況から、本部を中央公民館に設置して対応してきたわけですが、現在この仮設庁舎内に災害対策本部を設置しているところでございます。

しかしながら、ご承知のとおりこの仮設庁舎についても浸水域でございまして、そういった災害が発生した場合については、直ちに中央公民館に移すということにしております。中央公民館の災害対策本部としてのいわゆる装備でございますが、城山体育館に発電機が設置されておりまして、8月には防災行政無線が復旧されております。町民に対して災害情報を伝達することが、今現在可能となっているところでございます。

災害対策本部との連絡手段については、災害時は電源が停止するといったことも想定されておりますので、衛星携帯電話あるいはトランシーバー等も装備しておりまして、

これらの装備によって迅速な災害対応を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 私の方からは、食糧の備蓄や毛布等の備えはということについてお答えいたします。

今般の被害を教訓に、旧金沢小学校及び旧小槌小学校に食糧、毛布、発電機などの防災資機材を備蓄しているところであります。具体的には、食料品は乾パン約3,000食、アルファ米650食を初め、缶詰、レトルトカレー、粉ミルクなど。毛布については、韓国の商社から提供いただきました4,000枚を備蓄しているところであります。

今後は、被災時に素早く対応するため、避難所を単位にした防災倉庫の設置及び防災資機材の配備を進めてまいりたいと、こう考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 私の方からは、仮設住宅への消火器等の備えはということでお答えします。大槌消防署との協議によりまして、なお指導によりまして、1棟につき6戸が標準ですけれども、そこに外壁づけの消火器を1基設置しております。また、室内については法定により、台所、寝室に1個ずつ火災報知機を設置しているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。東梅君。

○3番（東梅 守君） それでは、再質問させていただきます。

現在、災害に対して衛星電話を2回線、それからトランシーバー、移動ケーブル線を準備されているということなんですが、これは1カ所に置いているんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今、中央公民館に全部置いております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） 1カ所に置いているということは、もしそこが万が一何らかの理由で被災した場合は、使用できないということになるかと思うんですが、やっぱりリスクを考えたときには分散するという考え方が大事ではないかなということから、幾つかの場所に装備しておくということが好ましいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議員ご指摘のとおりだと思います。やはり、リスク分散をしなきゃならないと思いますので、今備品を集めているトランシーバーとか、そういう部分については被災しないところに分散をしながら、配備をしまいいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。

それでは、次の質問をさせていただきます。食糧の備蓄についてであります。今現在旧金沢小学校と旧小鍬小学校というところに置いているということなんですが、実は先日も台風15号で大分増水したわけですけども、金沢方面は私小鍬に住んでおりますので余り詳しくはわからないんですが、小鍬一つを取ってみると途中の道路土砂災害の恐れのある場所が何カ所もある。それから、小鍬小学校の下の町道は大水が出るとよく冠水をして通れなくなる場合がある。こういうことを考えると、そういうところに備蓄しているのはいかがなものかなと。できればもうちょっと先ほどの設備と一緒に、分散する形が望ましいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 議員のご指摘のとおりだと思います。今のところは、旧金沢小学校、旧小鍬小学校に備えておりますけれども、やはりお答えしました避難所単位という部分で防災倉庫を備えて、緊急にはそこから取り出せるような、そういう状況にしなければならぬと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。食糧の部分はそういうことで考えていただいているということなので、早急にこれは進めていただきたいと思います。

それから、消火器についてでありますけれども、これは仮設住宅に居住している人たちには全部案内等、または確認をしていただいているのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 改めての説明はしていませんけれども、1棟につき6戸の皆さん、外壁で目立つところに置かれていますので、ついていることは認識していると思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） 説明がないということですので、ぜひ一度目立つところにあるとはいえやっぱり説明と、それからまだ自治会は3割しかできていないということですね。

れども、そういった部分での、例えば万が一火災が発生した場合にはどういう対応をするんだよという部分まで必要ではないかなと思います。ぜひ、その辺を進めていただきたいなと思います。

なぜ私が今回このような、今周りが復興、復興と言っているときに、次の災害みたいな話をしているかと言いますと、災害はいつ起こるかわからないという点と、大槌は大変災害に対して弱い町なんだというのを、改めて私自身認識したところであります。先日の台風15号でも、やはり浸水域がありましたし、また隣の釜石でも仮設住宅の中には裏の山から水が湧いて出て床下浸水して、一時的に避難をしなくちゃいけないかなという状況のところもあったと。現に見てまいりました。そうしたら、山から出る沢の水に対して排水路が設けられないで、そのまま盛土をして仮設住宅が建てられてあったという状況でした。

そんな中で、やはり大槌町はこここのところ大きな台風での水害というのがないんですが、過去の例をとってみれば堤防が決壊し、被害を受けたという例を私も覚えております。その前の私の記憶にないところでは、アイオン台風というのでほとんど流されたいう話も伺っております。それを考えたときに、津波と一緒にこの台風・大雨による水害というのも、いつ来てもおかしくはない。そういう状況を考えたときに、ほとんどの住宅地は河川の堤防より低いところにある。

これを考えたときに、やっぱりまた水害でもって避難している方たち、仮設に住んでいらっしゃる方たちがまた避難を余儀なくされるということのないように、ぜひ対策を取っていただきたいし、またこの復興計画の中でもそういうところにはできれば対策をきちっと講じた上での町のありようを考えていただきたいということから、今回の質問をさせていただきました。ぜひ、今後の復興計画の中でもその辺を考慮しながら進めていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

○3番（東梅 守君） ありがとうございます。

○議長（阿部六平君） これより11時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時22分

○

再 開 午前11時30分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

日程第2 議案第47号 大槌町災害復興基本条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第2、議案第47号大槌町災害復興基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは私の方から、議案第47号大槌町災害復興基本条例の制定についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。本条例の制定に当たり、強いメッセージを前文で明らかにしていますので、読み上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、多くの尊い命と財産が奪われた。大槌町にとっては、明治29年（昭和8年）の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波などによる被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤などの防災施設の整備や、地域防災の取り組みを進めてきたが、今回の津波は過去の津波をしのぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本町にとっても、かつて経験したことがない大災害となった。

このような状況において大槌町は、災害復興に当たり、第一義的に町民の暮らしの安定と向上を図ることを目標として、市街地整備や産業振興などを含めた「暮らしの復興」を進めることとし、町民事業者及び町が協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明するとともに、復興対策の指針を示すため、この条例を制定する。

本条例は、災害復興計画策定に当たり、住民などとの合意形成を図ることを最重要課題と義務づけるとともに、住民などに対して災害復興計画策定への協力を努力義務として、災害復興計画策定に当たってはオール大槌で取り組むことを明記しております。

それでは、逐条説明を行います。

第1条「目的」において、前文の指針を実行することにより、町民が安心して住み続けられる地域づくりを進めることを明らかにしております。

第2条「用語の定義」において、「災害」「暮らしの復興」「復興対策」、2ページをお開きください、「地域協働復興」「復興町民組織」及び「地域復興協議会」に関して用語の意味を明らかにしております。中でも「地域協働復興」とは、被災後において町民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び大槌町その他の行政機関及び他団体と

の協働により、自主的に地域社会の復興を進めることを言います。「復興町民組織」とは、地域協働復興に関する活動を行う組織を言います。地域復興協議会とは、復興対策を総合的かつ計画的に推進するための課程における地域住民との合意形成を図るための地域住民で構成する組織を言います。

第3条「復興の基本理念」第1項において、町民、事業者及び町が協働して復興対策を推進することにより、昭和48年12月に制定した大槌町民憲章の具現化を目指すこととしております。また、第2項において、町長は暮らしの復興に際して被災者及び町民との協働のもと、医療、保健、福祉、産業、教育文化、まちづくり等の復興の課題を総合的かつ計画的に取り組み、歴史、文化や景観を生かした安全で住みよい快適な環境創造を図るよう復興の方向性について条件を付しています。

第4条「町長の責務」第1項においては、町長は暮らしの復興を実現するため、速やかに災害復興基本計画及び災害復興実施計画を定めなければならないとしております。

同条第2項において、暮らしの復興を実現するため町の組織及び機能を挙げて最大の努力を払い、必要な施策を実施しなければならないとしております。

同条第3項において、計画の策定に当たっては、町民及び事業者並びに復興町民組織の意見を聞くことを努力義務とするとともに、復興対策の実施に当たっては町民等復興町民組織の適正な合意形成を図らなければならないとしております。

同条第5項において、計画策定に当たっては、ボランティア、企業、NPO、NGO、高等教育機関などに積極的な支援と参画を求め、開かれた復興としなければならないとしております。

3ページをお開きください。第5条「町民等及び復興町民組織の責務」において、町民などに対して自立的に、かつ相互に協力し、みずからの生活及びなりわいの復興及び地域協働復興への努力義務を求めています。

同条第2項において、町民等及び復興町民組織に対して、町の定める計画に基づく復興に努めるよう求めています。

同条第3項において、復興町民組織に対して、地域住民、地域内に存する事業者などの合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、町とともに地域の復興に努めるよう求めています。

第6条、第7条及び第8条の「町民等の参画と協働による復興の推進」において、町長は災害からの復興に当たっては、町民などの参画と協働を保証するとともに、町民な

どの暫定的な生活や生業の確保に努めるものとしております。また、日ごろのコミュニティー活動が地域協働復興につながるとの視点から、今後も大規模な災害に備え、日ごろのコミュニティー活動の推進とあわせて事前に大規模な災害が発生した場合、自主的な地域社会の復興に対する町民などの気運醸成や土壌づくりに努めるものとしております。

第9条「地域復興協議会の設置」において、地域住民との合意形成を図るため、地域住民を構成員とする組織を設置するものとしております。なお、地域復興協議会の運営については別に定めることとしております。

第10条「町民等の参画と協働による復興への取り組みに対する支援」第1項において、町長は復興町民組織に対し情報の提供、相談体制の充実、資機材の提供など、必要な支援を行うよう努めるものとしております。

また、同条第2項において、町長は国、県及び関係団体との連携を図り、復興町民組織の活動に対し必要な施策の実施に努めるものとしております。

4ページをお開きください。同条第3項において、町長は復興町民組織の活動を支援するため、専門家、NPO、NGO、高等教育機関との協力関係の構築に努めるものとしております。

第11条「災害復興本部の設置」において、町長は災害復興本部を設置するものとしております。

第12条「災害復興本部の組織及び職務」において、町長を本部長とし、大槌町災害対策本部と連携し、復興対策を推進するものとしております。

第13条「災害復興本部の廃止」において、町長は暮らしの復興を完遂し、災害復興本部の設置目的が達成したと認められたときは、本部を廃止するものとしております。

第14条「委任」において、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎議員。

○12番（野崎重太君） 今度のそれこそ3月11日に関するこういう条例は、大変喜ばしいことだと思います。

ところで、まず前町長加藤さんもこの災害で亡くなった。ここの12条の中に、「本部は、本部長、副本部長を置く。そして、本部長は町長。そして副本部長は本部長の町長

が職員のうちから指名する」、こういうふうになっています。よくいろいろな機関の中には、例えば会長が事故あったときは副会長がやるとか、そういうことは文言があるんですけども、例えば大槌町だってこの前加藤さんが災害を受けた、それで副町長がやった。そして、最後は総務課長。そういう、ここにこれからの一つの復興に関する副町長が3人で云々かんぬんということがありますけれども、例えば町長が東京に出張中に関東大震災の大型のが来るかもしれない。そういうことが想定されるときに、今のままのこの組織の図でいいのかどうか。例えば町長がそういう災害を受けたときは、だれがやるのか。例えば副町長が3人いれば、3人ともやるのか、1・2・3をつけておくのか、そこら辺のところこの文言に書いておいた方が、何かのためにはいいんじゃないかと思いますが、この辺はどうなんですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 町長の職務代理につきましては、別に規則で定めますので、野崎議員が言ったとおり順序については3人制の中でも1番、2番、3番という形で明記しますし、その中であればいろいろな部分で今この条例の中に「本部を置く」ということになっていますが、その中で適用させるということになりますので、改めてこの中にその順序を明記することは必要ないと、こう考えています。

○12番（野崎重太君） わかりました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作議員。

○5番（阿部俊作君） 私、大したことではないんですが、ここの中にいろいろ「協働」、共に働くというか、農協の「協」に「働」という文字がございましてけれども、この文字の定義というか、これを辞典で調べたんですけども、辞典にはないんです。パソコンには出てくるんですけども、これはどういう意味かということちょっと考えていくうちに、3ページの第5条、これは努力義務ということで、条例というのではこの「働く」をつけた場合強制労働みたいな感じも受けるわけなんですけれども。

私とすれば「共同」の「同」、同じという文字をつかって心と力を合わせるという、そういう今までの定義の中での文字を使ったらどうかなという気がしたんですけども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今回の、今まで行政の中でもそうですけれども、「協働」については「働く」ということで、やはりそれはお互いに汗を流そうという姿勢の中でと

いうことでこの「協働」という字を使いました。議員言われたとおり「共」というものもありますけれども、行政としてもう一步踏み込んで、お互いに汗を流そうという意味での「協働」の字をここで使っているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかります。特にここですのような問題ではないんですけども、強制労働、こういうことはないわけですよね。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） そういうことでは全くございません。とにかく、今回の災害で復興計画をつくるわけですけども、一方的に行政からではなく、お互いにひざ突き合わせて、お互いにこれからのまちづくりを進めようという強い思いで今回の条例を制定したということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 一つだけ。常識としてまず考えられることではありますけれども、今世の中、世界広いので、文字の解釈というのは非常に大事だと思います。それで、普通の文章であればいいんですが、こういう条例にする場合にはやっぱりそれなりにきちんと吟味して、提示していただきたいと思いますので、よろしく。終わります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第47号大槌町災害復興基本条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第48号 大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第48号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、議案第48号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、今般の東日本大震災に伴う弔慰金等に係る関連死等、重要事項の審査を行う災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものです。

議案1 ページから2 ページにかけて、新旧対照表により改正条文についてご説明申し上げます。

まず、第4条「災害弔慰金を支給する遺族」に関する改正は、第1項第1号の「遺族」の後に、「兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。」を追加するものです。また、同条第2項の後に第3号「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする」を追加し、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大を図るものです。

次に、第5章「補則」を第5章「災害弔慰金等支給審査会」に改め、第16条「設置」において「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し、災害との因果関係の疑義等重要事項について、町長の諮問に応じて審査をする災害弔慰金等審査会を置くことができる」としています。

第17条「組織」において、「審査会は、委員5人以内をもって組織し、委員は学識経験のある者のうちから町長が任命する」としています。

第18条「会長」において「審査会に会長を置き、委員の互選による」など、会長に係る職務内容等を明記しております。

第19条「会議」において、審査会の招集権は会長にあること、また議事開催、議決の要件を明記しております。

第20条「庶務」において、「審査会の庶務は福祉課において処理する」としています。

第21条「会長への委任」において、「審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」としております。

第6章「補則」において、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」としております。

本条例は公布の日から施行します。ただし、災害弔慰金を支給する遺族の拡大については、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用とします。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部君。

○5番（阿部俊作君） 附則のところで、「第4条第1項の規定は3月11日」ということですが、1項以外の広げた第3項に関しては、3月11日以降これに入らないのですか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 第1項は3号まで入りますので、一括です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第48号大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第49号 負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第49号負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） それでは、負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについて説明をいたします。

町立図書館の蔵書購入費用に充ててくださいということで、財団法人中国地方郵便局長協会から負担付きの寄附の申し込みがあったので、これを受けようとして提案するものであります。以上です。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 大変ありがたい話でございます。それで、ご案内のとおり図書館がああいう状態になった状況で、受け入れた蔵書をどこに保管するのか。また、この中に負担付きということで、大槌町立図書館の蔵書購入費用となっておりますので、図書館をつくってから受けるのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（阿部六平君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 健君） まず1点目ですが、どこに置くかに関しましては、間もなく本を入れるコンテナを寄附して下さるということで、来月中にはそれが完成する運びとなっております。あわせて、東京大学の博物館の方から図書館等の核となるような教室大の大きさの施設もあわせて建てていただけることがありますので、それらを核にしながらか、あわせて移動図書館車の寄贈なども申し出がありますから、そういったものに入れながら、各仮設住宅の団地、それから既存の住宅街等々をめぐって、図書の貸し出しをできればいいかなというふうに思っています。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 簡単なことを。私も長いこと議員やっているけれども、この負担付き寄附というのは余り記憶にないものだから、いろいろな寄附行為がさまざまあります。例えば奨学金であろうと例えば（聴取不能）であろうといろいろなところから来るわけですがけれども、必ずしもやっぱりこういうものは議会にかけなければならないものかどうか。そこら辺、まず1点ね。

それから、例えばふるさと納税であろうと、それは納税だから別に出るのかな、寄附行為みたいなものだけれども、あれだって別に負担どうこうじゃないですよ。あれは別に議会で諮らなくてもなっていくんだし、やっぱりこういう場合は必ずしも議会の議決を得なければいけないものか、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 企画財政課長。

○企画財政課長（澤館和彦君） 寄附に関してなんですが、単に目的を指定した場合、寄附金とかそういった部分、それからふるさと納税のこのことに使ってください、教育委員会の何に使う。単に目的を指定する場合は、負担付き寄附にはなりません。そういったものはならない。そして、今回もどうなのかなという話もあるんですが、これは図書を買ってくださいと。だから、その寄附する条件の中でもし図書を買わなかったら返してくださいと、そういう条件がついていると、これは負担付き寄附に該当するという総務省の見解です。

○12番（野崎重太君） わかりました。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第49号負担付き寄附を受けることに関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第50号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについて。

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第50号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平野公三君） それでは、議案第50号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

さきに提案しました大槌町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例において、災害弔慰金等支給審査会を置くことができると規定しております。また、同審査会の委員は学識経験のある者のうちから、町長が任命すると規定しました。

同審査会は、災害における災害死に係る災害弔慰金等の支給判定、因果関係を審査することとなり、専門的な知識を有する医師、弁護士、医療ソーシャルワーカーなどを委員として委嘱する必要があります。災害弔慰金等の支給判定には、町として認定基準を定めて死亡の経過、期間、災害と疾病との因果関係、当該疾病と死亡との因果関係、及び自殺との因果関係を綿密に調査判定する必要があります。同審査会の委員の委嘱や災害との関連死などの因果関係の事務について、今般の東日本大震災の被害の甚大さから

の事務負担を軽減するため、災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務について、規約を定めて岩手県に委託をしようとするものです。

別記の規約をお開きください。

第1条の規定により、事務の委託の範囲を平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営としております。

第2条第2項の規定により、委託事務の管理及び執行について適用される条例の写しをあらかじめ岩手県知事に送付することとしております。

第4条の規定により、委託事務の管理及び執行に要する経費は大槌町の負担とすることとしております。

第5条の規定により、岩手県知事は委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとしております。

なお、本規約は、本年10月21日から施行するとしております。

以上、よろしくご審議お願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松議員。

○7番（小松則明君） 済みません。この委託ということですが、これは大槌町だけでなく、ほかの市町村も県に委託しているのか。それをとりあえずお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 今委託を予定しているのは、宮古市、大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、そして大槌町ということになっております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） そうすれば、町が委託します。そのお金は町の方に県の方から請求がきますよということと、まずわかります。その場合、県の方に各市町村から来ている部分があつて、悪い意味じゃないんですけれども、県の方がいろいろな場合の想定をした場合に、大槌分とか宮古の部分とか何かしないのかという部分に対して、それを時間単位に切るのか、そういう部分に対して明確にというか、そういうものに対して一般的にドーン、ドーンと来ると、財政にもかかわることが結構あると思います。量的にも、大槌が多いのか宮古が多いのかってなるんですけれども、そこについて詳しくは載っていないんですけれども、これは県の方の打ち合わせの中ではそういう部分についてはお話はありますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） 委託の部分で今金額的なものについては承知をしております。ただ、これから委託する中ではきちんとその内容、例えば1件当たりの単価とかそういう形になろうと思っておりますので、はっきりとしていきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 大変、これは本当に難しい問題になるとは思いますけれども、まずそういう場合には町もしっかりそれを審査しまして、本当に県の方でどのくらいかかったのかということで、そういった受託・委託等を県にやるのもこれは余りいかなものかと私は思っておりますけれども、まず今回は賛成いたしますけれども。

町の方々には、いろいろお仕事の方が多忙になるとは思いますけれども、これからもよろしく願います。質問終わります。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 今小松さんが言ったように、すべて丸投げみたいな感じがして、死亡の日がたって判断されるというのもあれなんですけれども、やっぱり地元の内容を詳しくわかった人も必要なのではないかなという気もしますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務課長。

○総務課長（平野公三君） まだ委員についてははっきりしていないんですが、阪神淡路において、中越も同じなんですが、医者は内科、外科、精神科、整形外科、死亡監察医というような方々がメンバーとなり、また弁護士がメンバーとなっております。大学の教授等々、やはりそういう方々を集めてということになります。今のところ、件数は22件ほど関連死の関係がございます。先ほど申しましたとおり、今回の関連死というのは3月11日に亡くなったわけではございませんで、その後亡くなったという形になりますから、かなり本当に津波と地震との因果関係が本当にいいのかという形になりますから、客観的な識見で審査をいただく。ましてこれにお金が出るということになりますので、やはり今の部分ではきちんと第三者に委託をして調べてもらった方がよろしいと、私の方では考えています。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第50号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日30日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後12時06分